

海外における協同組織金融機関の現状

2004 年 10 月
信 用 機 構 局

■要 旨 ■

協同組織金融機関は、各国金融システムにおいて、銀行と並ぶ預金取扱金融機関として、特に、個人・中小企業向けのリテール分野において重要な役割を担ってきている。

近年における海外の協同組織金融機関の動向をみると、経営効率の向上を企図した業態内合併の進展や経営破綻の多発などを背景に、その数は減少してきているが、資産規模などの面では、各国金融システムにおいて、なお相応のシェアを占めている。

ただ、社会・産業構造の変化を背景として、協同組織金融機関のもともとの組織基盤である「人的な繋がり」が希薄化する傾向がみられるほか、会員ないし顧客の金融ニーズが多様化・高度化するなど、協同組織金融機関の経営を巡る環境は大きく変わりつつある。また、ホールセール分野における競争激化やＩＴ化の進展に伴う金融取引コストの大幅な低下などを背景として、多くの銀行がリテール業務への取り組みを積極化させており、協同組織金融機関と銀行の競合は高まる方向にある。

こうした中で各国は、業務範囲の拡充や監督上の取り扱いなどの面で、総じてみれば銀行との同質化を図る方向での制度改革を進めてきている。協同組織金融機関としても、業態内合併の推進や株式会社への転換のほか、系統中央機関・個別の協同組織金融機関・専門子会社などのグループが一体となって金融サービスの充実やリスク管理体制の強化を図るなど、それぞれの実情に応じて経営改革に取り組んでいる。

わが国には、中小企業、農林水産業者、勤労者を会員とする多様な協同組織金融機関が存在している。海外の協同組織金融機関を巡る環境変化は、わが国においても同様にみられるものであり、本稿で紹介した海外の事例が、今後、わが国の金融システムのあり方を考える際の参考になることを期待したい。

はじめに

近年、わが国金融システムは、不良債権問題の深刻化、それに伴う金融機関の経営破綻の増加など、厳しい状況下におかれてきた。また、顧客の金融ニーズの高度化・多様化、規制緩和の進展なども引き続き大きな流れとなっている。こうした中で、協同組織金融機関の経営を巡る環境も大きく変化している。特に協同組織金融機関の場合、従来の組織基盤となっていた会員間の「共通の繋がり」が都市化や産業構造の変化により希薄化する傾向が指摘されている。また、リテール分野への取り組みを積極化しつつある銀行との競合も高まる方向にある。

本稿では、多くの国において、こうした環境変化がほぼ共通にみられることに着目し、近年における海外の協同組織金融機関の動向の整理を試みた。協同組織金融機関は、会員間の相互扶助を目的とした金融機関であることから、資料、データ面での制約が大きい。このため、主たる対象としては、比較的情報入手の容易な米国（信用組合：credit union 及び相互会社形態の貯蓄金融機関：mutual thrift）、英国（信用組合：credit union 及び住宅金融会社：building society）、ドイツ（信用協同組合：Kreditgenossenschaft）、韓国（信用組合、セマウル金庫）の4カ国を取り上げることとした。

1. 海外の協同組織金融機関の現状

協同組織金融機関制度の生い立ちは、19世紀のドイツにおいて、銀行融資を受けることが困難であった零細商工業者や農民が資金の相互融通のために自ら設立した組合であり、その後、わが国を含め各国に拡がったものとされる^(注1)。

そうした歴史的経緯からも明らかのように、協同組織金融機関は、典型的には、出資者である会員が同時に利用者となっており、会員間には地域や業域などに基づく「共通の繋がり」が存在する。また、協同組織金融機関の経営理念は、株式会社のように投資主体としての株主の利益を追求することではなく、個人や中小企業などの会員間の相互扶助にあるとされる。このため、不特定多数の顧客と取引する銀行と比較して業務が小規模な先が多く、反面その機関数が相対的に多いのが各国共通の大きな特徴である。

（1）概況

海外の協同組織金融機関をみると、総じて、近年その数が大きく減少している。しかし、総資産ベースでみた預金取扱金融機関内のシェアは横這いないし幾分の減少となっている。

まず、協同組織金融機関の数をみると、調査対象とした殆ど全ての国・業態において、この10年間で概ね3～5割程度減少している。機関の数が減少した要因は、①同一業態内における合併の増加、②株式会社への転換の進展、③経営破綻の多発の3つに大別できるが、このうち①業態内合併の増加は、経営基盤の拡充による体力の強化などを目的として、ほぼ各国に共通してみられる近年の特徴である。

このように協同組織金融機関の数は各国ほど一様に減少しているが、預金取扱金融機関に占める総資産シェアは必ずしも大きな低下をみていく訳ではない。実際にシェアの推移をみると、国ごとに区々の動きとなっているが、総じてみれば、横這いないし幾分の減少となっている。

（注 1）協同組織金融機関のうち、英国の住宅金融会社や米国の貯蓄貸付金融機関（Savings & Loan association）など住宅金融を専門とする機関は、18世紀末の英国で設立されたものが起源とされている。

こうした動きをやや仔細にみると、まず、株式会社への転換によって数が減少している場合（例えば、米国の相互会社形態の貯蓄金融機関、英国の住宅金融会社）には、容易に予想されるとおり、総資産シェアは大きく減少している。一方、業態内合併によって数が減少している場合には、総資産シェアは概ね横這い、ないし他業態との競合から幾分の減少となっている。なお、経営破綻が多発した場合（例えば韓国）でも、破綻金融機関の預金、正常資産や業務を引き継ぐ、いわゆる受皿金融機関は同一業態内から選定されることが多いため、総資産シェアの低下率は、機関数の減少率に比べて小幅にとどまっている。

この間、協同組織金融機関の平均的な資産規模は、業態内合併による機関数の減少を主たる背景として総じて拡大しており、10年前と比較すると、多くの場合約3～6倍となっている。なお、協同組織金融機関は、会員間の相互扶助を目的としていることから、総じてみれば平均資産規模が100億円未満（円貨換算＜以下同じ＞）の業態が多く、個別にみても数億円程度の先が少なくない。しかしながら、ドイツの信用協同組合の場合、平均資産規模は500億円超に達している。また、個別にみると、10兆円超に達する先もある（英国の住宅金融会社のケース）。

ところで、わが国の協同組織金融機関をみると、中小企業等を会員とする信用金庫・信用組合、農林水産業者を会員とする農業協同組合・漁業協同組合（水産加工業協同組合を含む）、勤労者を会員とする労働金庫と、海外と同様に、ないしそれ以上に多様な業態が存在している。また、近年の状況をみると、海外とほぼ同様の動きとなっている。すなわち、機関の数についてみると、業態内合併や経営破綻の増加を背景として、この10年間で信用金庫では約3割、また信用組合でも約5割の減少となっている。一方、預金取扱金融機関全体に占める総資産シェアの推移をみると、この10年間に信用金庫は10.6%から13.0%へと若干の増加の一方、信用組合では3.0%から1.8%へと減少している。平均資産規模も海外と同様に拡大しており、信用金庫は10年前と比較して1.5倍（1993年度末2,440億円→2003年度末3,736億円）、信用組合で同1.2倍（1993年度末758億円→2003年度末895億円）となっている。また、農業協同組合（金融事業部門の平均資産規模^(注2)、1993年度末242億円→2003年度末847億円）^(注3)、労働金庫（平均資産規模、1993年度末261億円→2003年度末11,398億円）^(注4)でも、同一業態内における統合方針を背景として数の減少や平均資産規模の拡大といった動きがみられる。

(注 2) 日本銀行金融統計月報（2004年8月号）「農業協同組合の主要資産・負債等」に基づき計算。

(注 3) ドイツの信用協同組合や韓国の農協相互金融、フランスのCrédit Agricoleなど、わが国の農業協同組合に相当する金融機関は多くの国に存在する。

(注 4) 欧州（デンマークのArbejdernes Landsbankなど）や米国（Amalgamated Bank）には、労働組合が単独で、あるいは協同組合と連携して設立した労働銀行が存在する。ただし、労働組合系の労働銀行は、株式会社形態をとっている（労働組合が株式の過半を所有）点で協同組合形態のわが国の労働金庫とは異なっている。

(図表1) 協同組織金融機関数の推移*

	米国		英国		ドイツ	韓国		(参考) 日本	
	貯蓄金融機関 〔相互会社〕 形態**	信用組合	住宅金融 会社	信用組合	信用協同 組合	信用組合	セマウル 金庫	信用金庫	信用組合
1992年	1,215	13,378	88	383	2,918	1,461	3,200	435	393
1993	1,049	12,949	84	426	2,778	1,555	3,146	428	383
1994	937	12,540	82	475	2,666	1,617	3,062	421	373
1995	836	12,209	80	530	2,591	1,665	2,969	416	369
1996	775	11,880	77	550	2,510	1,671	2,863	410	363
1997	715	11,658	71	596	2,420	1,666	2,743	401	351
1998	664	11,392	71	630	2,256	1,592	2,590	396	322
1999	636	11,016	69	666	2,035	1,442	2,126	386	291
2000	617	10,684	67	687	1,792	1,317	1,817	371	280
2001	598	10,355	65	698	1,619	1,268	1,730	349	247
2002	574	10,041	65	686	1,489	1,233	1,701	326	191
2003	559	9,569	63	665	1,393	1,086	1,689	306	181
10年前比***	- 46.7%	- 26.1%	- 25.0%	+ 56.1%	- 49.9%	- 30.2%	- 46.3%	- 28.5%	- 52.7%

* 年末（但し、日本は年度末）。なお、2003年のデータは、日本は速報値、英国の信用組合は9月末、韓国のセマウル金庫は5月末。

** O T S（貯蓄金融機関監督局）監督下にある貯蓄金融機関の相互会社形態比率を基に試算。

*** 2003年の1993年対比。

(図表2) 総資産シェア*

	米国		英国		ドイツ	韓国		上段：% (参考) 日本	
	貯蓄金融機関 〔相互会社〕 形態**	信用組合	住宅金融 会社	信用組合	信用協同 組合	信用組合	セマウル 金庫	信用金庫	信用組合
直近シェア***	0.9	6.4	4.8	0.008	12.0	2.2	5.0	13.0	1.8
10年前比	- 2.1	+ 0.6	- 11.0	+ 0.006	- 3.7	- 0.8	- 0.2	+ 2.4	- 1.1

* シェアは、以下のベースで計算。

(日本) 全国銀行、信用金庫、信用組合

(米国) 商業銀行、貯蓄金融機関、信用組合

(英国) 商業銀行、住宅金融会社、信用組合

(ドイツ) 商業銀行（外国銀行支店を含む）、州立・貯蓄銀行、信用協同組合

(韓国) 商業銀行、相互貯蓄銀行、信用組合、セマウル金庫

** O T S監督下にある貯蓄金融機関の相互会社形態比率を基に試算。

*** 2003年末。但し、日本は2004年3月末<速報値>、英国は2002年末、韓国のセマウル金庫は2003年5月末。

(図表3) 平均資産規模*

	単位：億円							(参考)	
	米国		英国		ドイツ	韓国			
	貯蓄金融機関 〔相互会社 形態**〕	信用組合	住宅金融 会社	信用組合	信用協同 組合	信用組合	セマウル 金庫		
直近計数***	161	65	5,675	1.2	528	19	26		
10年前比	1.1倍	2.9倍	1.0倍	5.8倍	2.9倍	3.4倍	5.8倍		
								日本	
	信用金庫	信用組合							
	3,736	895							
	1.5倍	1.2倍							

* 米国ドル=100円、英国ポンド=200円、ユーロ=130円、韓国ウォン=0.1円で計算。

** O T S監督下にある貯蓄金融機関の相互会社形態比率を基に試算。

*** 2003年末。但し、日本は2004年3月末<速報値>、英国の住宅金融会社は2002年末、英国の信用組合は2003年9月末、韓国のセマウル金庫は2003年5月末。

(2) 各国の概況

次に海外の協同組織金融機関の概況、すなわち、協同組織金融機関の構成とその数、シェアの推移を国毎にみると以下のとおりである。

①米国

米国における協同組織金融機関の典型は、信用組合 (credit union) である。このほか、相互会社形態の貯蓄金融機関 (mutual thrift) もほぼ同様の位置付けが可能である。貯蓄金融機関には、相互会社形態と株式会社形態が存在する。相互会社は、会員間の「共通の繋がり」の存在を前提としない点で協同組合と異なるが、会員の相互扶助を目的とし、出資者が利用者になっているなど協同組合と同様の特色を有している（以下、本稿では、貯蓄金融機関とは、特に断らない限り相互会社形態のものを指す）。

また、貯蓄金融機関は、貯蓄提供を主目的として設立された savings bank と住宅金融を主目的として設立された Savings & Loan association (以下、

「S & L」) を総称する概念である。両者は設立経緯が異なるものの、現在では、規制面で同様に取り扱われているため、本稿においても一括して取り扱うこととした。

・信用組合

米国の信用組合は、法律上、会員の儉約を奨励し生産的な目的のための与信を提供することを目的に設立される協同組織^(注5)とされ、設立や運営に当たり会員間に特定の職業、地域、団体（教会やクラブ）等に基づく「共通の繋がり」が存在することが求められる。また、相対的に貯蓄金融機関に比べ規模が小さいのが特徴であり、平均的な規模は、貯蓄金融機関が 161 億円であるのに対し、信用組合は 65 億円となっている。監督当局は、多くの先で経営の悪化がみられた 1980 年代に、組合間の合併を推進する観点から、異なる複数の「共通の繋がり」—— 例えば異なる産業の従業員 —— により構成される組合間の合併を認めることにより、会員資格の実質的な緩和を行つ

(注 5) Federal Credit Union Act§101(1): “the term ‘Federal Credit Union’ means a cooperative association organized in accordance with the provisions of this chapter for the purpose of promoting thrift among its members and a source of credit for provident or productive purposes”.

た。このため、業態内合併が進展し、2003 年末の信用組合数は 9,569 先と 10 年前(1993 年末 12,949 先)に比べ 2 割強減少している。

この間、総資産シェアは、次に述べる貯蓄金融機関とは対照的に若干の上昇をみている(1993 年末 5.7%→2003 年末 6.4%)。

・貯蓄金融機関

米国の貯蓄金融機関をみると、資本増強のための株式会社転換を促す観点から、savings bank について新たに株式会社への転換が認められたり、S & L について株式会社形態の先に課されていた株主にかかる規制が撤廃された^(注6) ことから、株式会社への転換が進展し、機関数はこの 10 年間で半減している(1993 年末 1,049 先→2003 年末 559 先)。なお、20 年前から 10 年前にかけても、いわゆる S & L 危機に伴う経営破綻の大幅な増加等の影響もあり、機関の数は半減しており、この 20 年間で約 4 分の 1 に減少した^(注7)。

この間、株式会社への転換により貯蓄金融機関の全業態に占める総資産シェアも大きく低下している(1993 年末 3.1%→2003 年末 0.9%)。

②英国

英国の協同組織金融機関としては、信用組合

(credit union) が存在する。このほか、相互会社形態の住宅金融会社 (building society) も、米国の貯蓄金融機関と同様の観点から、本稿において扱うこととする。

・信用組合

英国の信用組合は、銀行へのアクセスが困難な顧客層に対する、基本的な金融サービスの提供機関としての性格を有している。すなわち、英国では、1980 年代に低所得者層の居住地域が地理的に集中し、それと同時期に銀行支店の再編・統合が進展したため、低所得地域では大幅な支店数の減少がみられた。こうしたことの背景に、一定地域の住民や企業が金融サービスから疎外・排除されるいわゆる「金融サービスからの疎外(Financial Exclusion)」が社会問題化した^(注8)。かかる問題を解決する観点から、信用組合の発展や役割の拡大が期待され、国・地方公共団体が税制上の優遇や補助金による助成を行っている。

こうした助成策等を背景に、機関の数は、この 10 年間で約 5 割増となっている(1993 年末 426 先→2003 年 9 月末 665 先)。また、1980 年以降でみると約 15 倍に増加している。この間、総資産でみたシェアも増加の方向にある。もともと、従来、監督当局が信用組合の営業範囲を

(注 6) 株式会社形態の S & L について、従来、①同一人による株式保有制限(特定個人: 10%以内、特定グループ: 25% 以内)、②最低株主数に関する規制(400 人以上)、③株主構成に関する規制(地元の出資比率が 75% 以上)などが課されていたが、1982 年の制度改正によりいずれも撤廃された。

(注 7) 1983 年以降 2003 年末までに、OTS(貯蓄金融機関監督局)の監督に服する貯蓄金融機関のうち 1,231 行が株式会社に転換した。この結果、2003 年末には、株式会社形態の貯蓄金融機関が金融機関数ベースで業態全体の 60%(1982 年: 同 23%)、資産ベースで同 94% (1982 年: 同 30%) を占めるに至った。

(注 8) ブレア首相による労働党政権(1997 年~)は、低所得、教育・職業訓練・金融サービスへのアクセスの欠如、劣悪な住宅事情等で構成される「社会的疎外(Social Exclusion)の解消」を喫緊の課題として掲げた。なかでも、「金融サービスからの疎外」は、より広汎・深刻な「社会的疎外」に繋がるとして、優先順位の高い課題と位置付けられている。日本銀行海外事務所ワーキングペーパーシリーズ 2002-03、「地域の活力を発掘・育成する試み——英国の『金融サービスからの疎外』(Financial Exclusion) 対策を題材に」(2002 年 12 月) 参照(要約は『日本銀行調査月報』2003 年 1 月号に掲載。全文は日本銀行ホームページ<http://boj.or.jp/ronbun/ronbun_f.htm>に掲載)。

限定的にしか認めてこなかったこと等もあり、総じて零細な先が多く、業態全体の資産シェアも極めて低い水準にとどまっている（1992年末0.002%→2002年末0.008%）。

・住宅金融会社

英国の住宅金融会社においては、1980年代に住宅ローン業務に本格参入した銀行との競合が激化したことなどから、業務範囲の拡大とともに資本基盤を強化する方針が打ち出され、そのための方策として1986年住宅金融会社法において株式会社への転換手続きが制定された^(注9)。同法により、株式会社に転換してから5年間は、他の銀行等による買収が制限された^(注10)こともあって、1980年代後半から1990年代にかけて自主的な転換が進み、機関の数はこの10年間で2割強減少している（1993年末84先→2003年末63先）^(注11)。また、1980年以降でみると、業態内合併の進展等により、機関の数は約8割減少している。総資産シェアは、こうした動きを反映して大きく減少している（1992年末15.8%→2002年末4.8%）。

③ドイツ

ドイツの協同組織金融機関は、設立経緯からみると、中小企業金融を目的とした先（Volksbank）と農業金融を目的とした先（Raiffeisenbank）に大別されるが、1972年以降

は、信用協同組合（Kreditgenossenschaft）として一つの業態となっている。

信用協同組合は、ドイツ連邦信用協同組合協会（Bundesverband der Deutschen Volksbanken und Raiffeisenbanken。以下「BVR」）主導の下、経営効率化のための計画的な合併を進めており、2003年末の先数は1,393と、10年前（1993年末2,778先）と比べ半減している。今後も、更なる合併が計画されており、2010年を目処に800先にすることを目標としている。この間、総資産シェアは、他業態との競合激化もあって低下をみている（1993年末15.7%→2003年末12.0%）。

④韓国

韓国の協同組織金融機関には、職域や地域等を基盤とする信用組合、セマウル金庫^(注12)のほか、農林水産系の相互金融があるが、ここでは前二者を取り上げる。両業態は制度面の類似点が多いが、監督当局を異にするなど若干の相違がある。

韓国の信用組合・セマウル金庫の数は、この10年間に、経営破綻や合併を背景として、それぞれ3割、5割程度減少している（信用組合：1993年末1,555先→2003年末1,086先。セマウル金庫：1993年末3,146先→2003年5月末1,689先）。一方、総資産シェアの減少幅は、機関の数の減少に比べ小幅にとどまっている（信用組合：1993年末3.0%→2003年末2.2%。セ

（注9）同法では、住宅金融会社が株式会社に転換するためには、借入人の投票において50%以上の賛成を得、かつ預金者の投票において75%以上の賛成を得る（但し、当該投票には預金者の20%以上が参加している必要）ことを要する旨規定している。

（注10）このほか、株式会社への転換により、住宅金融会社が積み上げてきた内部留保が会員に分配される扱いとなっていたことから、会員が積極的に株式会社への転換を求めたことも転換が進んだ一因といわれている。

（注11）ちなみに1989年から2000年にかけて株式会社に転換した住宅金融会社は8先である。

（注12）セマウル（Saemaul）とは、「新しい村・里」を意味する。韓国では1970年代前半に新しい村や里を創設する運動（セマウル運動）が幅広く展開され、セマウル金庫は、地域住民がセマウルの創設・発展のために必要な資金を調達するために設立された。

マウル金庫：1993 年末 5.1%→2003 年 5 月末 5.0%）。

2. 協同組織金融機関の一般的な特徴

海外における協同組織金融機関の概況に続き、近年の経営改革の動きについて概観する。その前に、改めて協同組織金融機関（主として協同組合形態のもの）に一般的にみられる特徴を簡単に整理しておきたい。

（1）組織の理念と会員資格

協同組織金融機関の原点は会員間の相互扶助であり、株式会社のように営利、なかでも配当や企業の市場価値の最大化は主たる目的とされていない。つまり、不特定多数の顧客ではなく、預め資格を有するメンバーに限定してサービスを提供することが原則とされている。

こうした協同組織金融機関の特徴は、前述の米国の信用組合のほか、ドイツの協同組織法（「商業や産業面での会員の活動を促進する目的で」）、わが国の中小企業等協同組合法（「中小規模の商業、工業、…その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うため」）において、法律上も明記されている。

また、協同組織金融機関の出資者である会員^(注13)と利用者は一致、ないし相当程度重な

り合う組織構造となっており、非会員との取引を制限する例が多い（員外規制）。会員間には地域コミュニティや業種、職場などの「共通の繋がり」が必要とされており、こうした観点から会員資格が制限されている。

（2）ガバナンス構造

ガバナンスの面でも株式会社とは異なる面が少なくない。協同組織金融機関では、「共通の繋がり」をもとに、経済基盤を共有する同一コミュニティ内の会員相互の牽制によりガバナンスを維持することが前提とされている。すなわち、協同組織金融機関においては、会員が、会員により構成される総会又は会員の代表者により構成される総代会を通じ、意思決定や業務執行に積極的に参加し、顧客でもある会員の利便性向上に資するよう経営されているか、をチェックする機能を果たす。

総会の意思決定において、会員の投票権は、出資比率に拘らず原則一人一票に制限されている^(注14)。このため、協同組織金融機関においては、各会員と執行機関との力の不均衡が生じ易く、ガバナンス機能が有効に働きにくい組織構造となっているとも指摘されている。

協同組織金融機関の出資には譲渡制限が課されることが多く、市場性に乏しいため、株式会社のように株価下落や買収の対象化といった、

（注13）米国や英国の信用組合では、会員になるためにシェア（share）の購入が必要とされている。シェアは、B/S上は負債として扱われる点で出資金と異なる性格を有する一方、信用組合の持分を表象する点で通常の銀行預金とも異なっている。

（注14）一部の協同組織金融機関では、一人一票の原則を例外的に修正している。例えば、ドイツの信用協同組合では、総会の議決は、一人一票が原則であるが、会員の増資インセンティブを高めるための方策として、定款により一人三票までの付加議決権を与えることが認められている。また、英国の住宅金融会社では、合併や株式会社への転換にかかる議決についてのみ、預金・借入の双方を行っている会員に二つの議決権を付与している。なお、米国の相互会社形態の貯蓄金融機関では、一人一票ではなく、預金額に応じた議決権付与を行っている。

市場を通じた経営チェック機能は期待しにくい、ないしもともと想定されていないといった事情がある。外部へのディスクロージャーについても、株式会社形態の銀行に比べ、経営内容を外部一般に開示する必要性は低いとされている。

(3) 業務範囲とリスク管理面の特色

協同組織金融機関は、会員間の資金の相互融通のための組合が起源であり、その提供するサービスは基本的なもの、つまり預金・貸出に限定されてきた。このほか、為替業務を取り扱っているのが通例ではあるが、一部には、近年まで為替業務を取り扱っていなかった例もある（韓国の信用組合、セマウル金庫。わが国でも、信用組合の場合、法律上為替業務は必要事業とはされていない）。

協同組織金融機関の主たる利用者は、地域・業域など「共通の繋がり」を有する一定範囲に限られている。このため、協同組織金融機関においては、業務に付随する最大のリスクである信用リスク面の審査について情報入手等が比較的容易である。また、会員の多くが同一コミュニティに帰属するため、他の会員からの評価・評判が意識されるといったことから、会員間の相互牽制が働きやすいことがリスク管理上の強みとされている。

一方で、主たる利用者が同一のコミュニティの構成員に限られているため、貸出の内容が地域や業域などの景気動向の影響を受けやすく、信用リスクの分散が図りにくい構造となっている。

また、銀行と比べると、一般にスタッフの数が少ないため、多様化する金融業務に伴う各種リスクを十分に管理する体制を整えることは容易ではないとの指摘がある。

(4) 系統中央機関の存在

協同組織金融機関の一つの大きな特色は系統中央機関の存在である。同一業態内における資金の相互融通や為替決済、経営悪化先に対する相互援助制度の運営主体として系統中央機関が設立される例が多い。

例えば、ドイツの信用協同組合については、BVRが運営する相互援助制度（金融機関保護基金）に加入する組合は、公的セーフティネットである預金保護・投資者補償機構への加入義務を免除されている。現状では全ての組合がBVRの金融機関保護基金に加入しているため、預金保護・投資者補償機構に加入している組合は存在しない。相互援助制度では、合併等により経営に問題のある組合の全負債を保護する対応がとられ、ペイオフによる処理は想定されていない。

また、韓国の信用組合及びセマウル金庫は、ともに公的な預金保険制度の対象金融機関ではなく、業態内の相互援助制度が預金保険制度と同額まで預金を保護する仕組みとなっている。

このほか、系統中央機関では、業態全体の信認を維持する観点から、傘下の金融機関に対し経営指導等を行っている例が多い。例えば、ドイツでは、BVRが傘下組合に対し経営に関する助言や役員研修等を実施し、また地区監査連合会が監査や経営指導を行っている。

わが国でも、信金中央金庫や全国信用協同組合連合会は、傘下の信用金庫・信用組合の経営を分析しそれに基づく経営指導を行うほか、経営悪化先に対する資本増強制度を運営している。また、農林中央金庫には、「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」に基づき、信用事業の再編並びに強化を図るために、農業協同組合等

を指導する権限が付与されている。

(5) 監督機関

以上のような協同組織金融機関の特性を踏まえ、従来、監督当局も銀行とは異なる主体が所掌する例が多かった。また、規制面でも協同組織金融機関の自治が尊重され、銀行に比べて緩やかなものが適用されてきたほか、系統中央機関が監督権限を有するケースもある。例えば、後述のようにオランダの Rabobank グループでは、系統中央機関である Rabobank Nederland が監督当局に代わって個別の地域 Rabobank を監督している。また、フランスの Crédit Agricole では、系統中央機関である Crédit Agricole S.A. が傘下機関である Caisses Régionales 及び Caisses Locales に対する検査・監督権限を監督当局に代わって担っている。

(6) 公的助成措置

協同組織金融機関は、営利追求を主目的としない金融機関であるほか、銀行の顧客層となりにくい個人・中小企業に対して、経済活動の基盤ともいえる基本的な金融サービスを提供する役割も担っている。こうした事情を踏まえ、協同組織金融機関に対しては、税制上の優遇措置や補助金交付などの助成措置を講じる例がみられる。

3. 協同組織金融機関経営を巡る環境変化

協同組織金融機関の基本的な性格は以上であるが、近年、経営を巡る環境は大きく変化している。

(1) 「共通の繋がり」の希薄化

繰り返し述べているとおり、協同組織金融機

関は、本来、会員間の地域・業域に基づく「共通の繋がり」を組織の基盤としている。しかしながら、人口の都市への集中による地域コミュニティの衰退や地場産業の弱体化などの産業構造の変化により、組織の基盤である「共通の繋がり」は薄まる方向にある。

(2) 金融ニーズの多様化・高度化

個人や中小企業など協同組織金融機関の顧客においても、金融に対するニーズが多様化・高度化している。その基本的背景には、個人や中小企業における金融資産の蓄積及び資金運用・調達ニーズの高まりがあるが、世界的な規制緩和の流れがこうした動きを後押ししている面もある。このため、協同組織金融機関が従来から提供してきた預金・貸出・為替といった基本的な金融サービスだけでは、銀行など競合する業態に対抗することが困難となってきている。

(3) ガバナンス機能・リスク管理能力の低下

会員間の繋がりの希薄化、統合に伴う規模拡大、業務内容の多様化などを背景として、本来期待されていた会員間の相互牽制に基づくガバナンス機能やリスク管理能力だけでは十分な効果を発揮することが困難になってきている。この結果、協同組織金融機関が自らのガバナンス機能やリスク管理能力に比べ過大なリスクを抱えるようになったことが、後述の協同組織金融機関の経営破綻の一つの背景になっているといえる。

(4) 銀行のリテール業務積極化

情報通信技術の発達により、金融機関の取引コストは大幅に低下しており、例えば、インター

ネット・バンキングの取引コストは支店網を通じた取引コストの 100 分の 1 程度との試算がある^(注 15)。こうしたコストの低下を一つの背景として、リテール業務は、銀行にとって収益性の高い戦略分野となっており、多くの銀行が取り組みを積極化している。このため、従来型の対面営業を軸とする協同組織金融機関と銀行の競合は強まる方向にある。

(5) 経営破綻の多発

いくつかの国においては、過去、協同組織金融機関の経営破綻が多発した。

米国では、1980 年から 1990 年代前半にかけて、当初の機関数の約 3 割に相当する約 1,300 の貯蓄金融機関が破綻処理された。また、韓国の信用組合においても、1990 年代から 2000 年代初頭にかけ、全体の約 2 割に相当する 400 間が破綻した。

経営破綻の多発の基本的な背景は、前述のように経営環境が厳しくなってきていることにあるとみられる。例えば、米国や韓国の信用組合では、主たる利用者が一定範囲に限られリスク分散が図りにくいくことから、産業構造の変化や地域経済の悪化により、貸出内容が大幅に悪化する先が多発した。また、米国の貯蓄金融機関（S & L）では、住宅ローン分野等での銀行との競合激化を背景に、1980 年代以降、段階的に業務範囲が拡大されたが、それに見合った監督体制の整備やリスク管理の高度化が図られなかつたことが経営破綻の多発をもたらしたとされている^(注 16)。

また、経営破綻が多発したより直接的な事情としては、収益性や資本基盤の問題を指摘できよう。まず、収益性については、税制上の優遇措置の有無など国毎の事情の違いもあって横断的な評価は困難であるが、総じてみれば、銀行など同一国の他業態に比較すると低めとなっている。例えば、米国の信用組合の 2002 年末の当期利益 R O A は、0.98% と商業銀行（1.40%）や貯蓄金融機関（1.28%）に比べ低水準となっている。これには、規模の小ささなどを反映して高コストになりがちであることが影響していると考えられる。また、営利を主目的としないという協同組織金融機関の基本的性格も低収益性の一つの背景とみられる。加えて、協同組織金融機関の場合には、資本調達面の制約から自己資本の強化には限界があることも、経営破綻の多発の一因になった可能性がある。

なお、前述のような環境変化を踏まえ、一部には自主廃業する例もみられた。

4. 金融制度面の改革

以上のような協同組織金融機関を巡る環境変化に対応し、各国においてそれぞれの事情に応じ、金融制度面での見直しや協同組織金融機関自身による経営戦略の転換などの対応を図る動きがみられる。まず、制度面の改革について整理してみたい。

(1) 業務範囲の拡大等（後掲図表 4、5 参照）

個人や中小企業の金融ニーズの多様化や規制緩和の流れを背景に、協同組織金融機関の業務

(注 15) 松本勉・岩下直行「金融業務と認証技術：インターネット金融取引の安全性に関する一考察」、『金融研究』第 19 卷別冊第 1 号、日本銀行金融研究所、2000 年 4 月。

(注 16) また、貯蓄金融機関（S & L）を監督していた連邦住宅貸付銀行理事会（F H L B B）が貯蓄金融機関の抱える財務上の問題を解消するために、最低純資産基準（net worth requirements）を引き下げ、過少資本の金融機関を増加させたことも経営破綻の増加につながったとの指摘がある。

範囲は拡大されてきている。

例えば、英国では、住宅金融会社について、1997年に、デリバティブ取引など法令により明示的に禁止されたものを除き、業務範囲が原則自由化された。また、信用組合についても、2001年に、会員向け貸出上限の撤廃や付随業務に係る手数料徴収の容認などの規制緩和が行われた。この間、ドイツの信用協同組合については、既に第二次世界大戦後より、商業銀行と同様のユニバーサル・バンキング業務が認められており、もともと幅広い業務範囲を行っている。

なお、協同組織金融機関に対する税制上の優遇措置は、他業態との競争上のイコール・フッティングを確保する観点から縮小されてきている。例えば、英国の住宅金融会社については、利子課税や法人税についての優遇措置がかつて存在したが、1980年の「ウィルソン委員会報告」を受け、1984年以降、漸次撤廃された。また、ドイツでも1981年に法人税にかかる優遇措置が撤廃されている。

わが国の協同組織金融機関についてみると、信用金庫及び信用組合の業務範囲は、銀行とほぼ同様となっている。なお、わが国の信用金庫、信用組合には、税制上の優遇措置が講じられている^(注17)。

(2) 外部からの経営チェック機能の強化（後掲

図表6 参照）

「共通の繋がり」の希薄化や取扱業務の複雑化が進行する下で、会員間の相互牽制に基づくガバナンスが弱まる傾向にあることから、外部

監査の義務付けや財務内容の開示の充実により、会員外からの経営チェック機能を強化する動きが拡がっている。

例えば、米国ではかねてより資産5億ドル以上の貯蓄金融機関には外部監査が義務付けられていたが、1998年以降、信用組合にも同様の義務付けが行われた。英国では、住宅金融会社、信用組合（但し、極く小規模先を除く）とも、もともと公認会計士による監査が義務付けられている。また、韓国の信用組合・セマウル金庫も、それぞれ預金300億ウォン以上、500億ウォン以上の先には外部監査が義務付けられている。なお、ドイツにおいては、前述のとおり、業界内の地区監査連合会が監査を行っている。

このほか、相互会社形態である米国の貯蓄金融機関や英国の住宅金融会社では、社外役員を任命するケースもある。

なお、会計基準についても、従来は独自の監督会計が採用される場合もあったが、一般的な会計原則に則した会計処理の採用等により、銀行との差異は縮小する傾向にある。

わが国でも、1997年度以降、信用金庫、信用組合とも、預金残高が一定規模以上の先などについては、員外監事・常勤監事の任命や外部監査が義務付けられている。また、会計基準は基本的に銀行と同様のものとなっている。

(3) 監督機関の同一化等（後掲図表7、8参照）

以上のような、業務範囲を始めとする銀行との同質化の進展を背景に、銀行監督当局と同一の機関が協同組織金融機関の監督を所掌する国

（注17）信用金庫及び信用組合については、①法人税率の軽減措置、②法人事業税率の軽減措置、③中間申告免除、④預金通帳の印紙税免除、が認められている。これらの優遇措置は、農漁業協同組合及び労働金庫にも同様に認められている。

が増加している。具体的には、2000 年前後に、英國の住宅金融会社・信用組合や韓国の信用組合が、相次いで銀行と同一機関の監督を受けることとなった。ドイツの信用協同組合は、従来から銀行と同一機関に監督されているため、本稿で対象とした国で銀行と異なる当局に監督されているのは、米国（貯蓄金融機関・信用組合）と韓国のセマウル金庫だけとなっている。

一方で協同組織金融機関の自己資本比率規制については、なお国毎に相当の差異がみられる。まず、米国の貯蓄金融機関、英國の住宅金融会社及びドイツの信用協同組合については、既に銀行に近い自己資本比率規制が適用されている。このうち英國の住宅金融会社については、さらに 2006 年末には、新しいバーゼル合意を反映するかたちで自己資本比率規制を銀行と同一化することが予定されている。一方、米国・英國・韓国の信用組合では、リスクウェイト面などで銀行とは異なる自己資本比率規制が適用されている。

なお、わが国の信用金庫、信用組合は、銀行と同一の当局に監督されており、自己資本比率規制についても銀行と同一のものが適用されている。

（4）協同組織性の緩和、株式会社への転換

①協同組織性の緩和（後掲図表 9 参照）

「共通の繋がり」が希薄化する下で組織基盤の維持を図るため、あるいは合併の容易化を図る観点から、規制上、協同組織性を緩和する例もみられる。

例えば、米国の信用組合では、先にも触れたとおり、会員間に「共通の繋がり」が存在することが法的に必要であるが、1980 年代に、監督

当局は、法解釈により、複数の「共通の繋がり」にまたがる信用組合の合併を認めた。さらに、1998 年には、上記解釈が法制化されている。

②株式会社への転換

資本基盤の強化を促進する観点から、株式会社への転換を可能ないし容易にする事例もみられる。

米国の貯蓄金融機関では、前述のとおり 1969 年以降、savings bank について新たに株式会社への転換を認める州法の改正が漸次行われた。また、1982 年には、S & L について、株式会社形態の先に課されていた株主にかかる規制が撤廃された。こうしたことを背景として、株式会社への転換が進展した。また、1987 年に、預金者が相互会社形態の持株会社の出資者となり、当該持株会社が貯蓄金融機関の株主となる転換方式が法制化された。こうした転換制度は、貯蓄金融機関の資本基盤の強化と、預金者による意思決定という相互会社の特性の維持の両立を図る目的で導入されたものである。さらに、1996 年には、資金調達手段の多様化や経営統合の容易化の見地から、相互会社形態の持株会社と貯蓄金融機関との間に株式会社形態の中間持株会社を介在させる組織構造も導入された。

また、英國の住宅金融会社についても、1986 年に株式会社への転換が認められ、転換後 5 年間は、銀行等による買収が制限されたことは前述のとおりである。

なお、わが国においては、既に 1968 年に「金融機関の合併及び転換に関する法律」が制定され、信用金庫及び信用組合が個別に銀行に転換するための制度整備が行われている。転換例としては、1970 年の長野県商工信用組合の相互銀行への転

換（長野相互銀行＜現在の長野銀行＞）、及び1991年八千代信用金庫の普通銀行への転換（八千代銀行）がある。

（5）セーフティネット面の改革（後掲図表10参照）

協同組織金融機関のセーフティネットについては、もともと相互扶助組織であるため公的な預金保険制度とは一線を画した仕組みが手当てされており、むしろ相互援助制度による対応が基本であった。しかしながら、その後の状況変化を踏まえ、銀行の預金保険制度と統一する方向での見直しの動きもみられる。具体的には、米国では、1980年代における貯蓄金融機関の経営破綻の増加により、業態独自のセーフティネットの財源が枯渇したため、貯蓄金融機関（S&L）についても連邦預金保険公社（F D I C）が担うこととなった^(注18)。このほか、英国でも監督当局の統一に併せ、セーフティネットも銀行と同一の預金保険制度に一本化された。一方、韓国の信用組合は、親睦団体的な色彩が強く、金融システムにおける役割が小さいとされ、2004年以降は預金保険制度から脱退している。

なお、わが国においては、1971年の預金保険制度創設当時から、信用金庫、信用組合とも銀行と同一の制度に加盟している。

5. 協同組織金融機関の経営戦略上の対応

以上のような環境変化や制度面での改革の下での協同組織金融機関サイドの対応をみると、業態により濃淡はあるものの、概ね以下の3つの方向性に大別できるように窺われる。

第一の方向性は、協同組織性の一部緩和とい

う制度改正をも活用しつつ、業態内の合併推進により経営効率の向上等を図ることである。

第二は、制度面の整備を機に、株式会社への転換を図ることである。

第三は、業務範囲の拡大を活用しつつ、協同組織金融機関グループとして提供する商品・サービスの充実などを図ることである（以下、「グループ化戦略」という）。

（1）合併

合併は、他の二つの戦略と排他的ではなく、今般調査対象とした国々の業態にはほぼ共通してみられる方向性である。

一般に合併は、経営効率の向上に繋がるとされる反面、規模の拡大や会員数の増加が、主たる取引先である会員との密着度を薄める方向に作用する。また、合併効果が現れるまでには一定の期間が必要とされる。加えて、業容の拡大に見合ったガバナンス体制やリスク管理体制を構築することが必要となる。

協同組織性の一部緩和を合併の推進力とした事例としては、米国の信用組合が挙げられる。米国の信用組合では、既述のように会員資格の実質的な緩和が行われたため、業態内合併が進展した。

（2）株式会社への転換

株式会社への転換は、出資者の範囲拡大に繋がるため、一般に資本増強は容易化する筋合いにある。ただし、実際に資本増強が可能か否かは、当然のことながら、その金融機関の収益性などに依存する。また、株式会社への転換により、「共通の繋がり」を持った会員の存在は前提とならなくなるため、営業方針やガバナンス

（注18）貯蓄金融機関のうち、savings bankについては、従来より連邦預金保険公社がセーフティネット機能を担っていた。

の見直しは避けられない。加えて、株式会社への転換により、それまでに積み上げた内部留保が会員に分配されることとなれば、組織の資本基盤が脆弱化することに留意する必要がある。

株式会社への転換例としては、米国の貯蓄金融機関、英国の住宅金融会社が挙げられる。なお、これらは、いずれも協同組合形態からではなく、相互会社形態からの転換の容認、かつ住宅金融専門機関の事例である。また、米英では、相互会社の株式会社への転換を促す一方で、協同組合組織の金融機関である信用組合に対しては、公的助成措置を行いつつ、比較的強固な協同組織性の維持が図られている点に留意する必要がある。

(3) グループ化戦略（後掲図表11参照）

ドイツの信用協同組合など一部の協同組織金融機関においては、系統中央機関、個別の協同組織金融機関、グループ内専門金融機関が一体となって、提供する商品やサービスの品揃えを充実し業務基盤を強化するとともに、リスク管理体制を強化する方策がとられている。こうした動きは、銀行との棲み分けが明確でなくなってきた現状下での、協同組織金融機関の経営戦略上の一つの選択肢として注目される。当然ながら、グループ化戦略を円滑に推進していくには、個別協同組織金融機関間のまとまりと系統中央機関のリーダーシップが前提となると考えられる。

グループ化戦略には、国・業態毎に差異があるが、敢えてその特徴を一般化すれば次のとおりである。

①経営戦略はグループ一体のものとして策定される。例えば、新しい商品・サービスやシステムの開発、共通ブランドを利用した広告等で、グループ一体の取り組みが図られている。具体的には、ドイツの信用協同組合では、「協同による更なる成果」(Zusammen geht mehr)^(注19)をグループの戦略として掲げており、オランダのRabobankも「市場でリーダーシップをとっていくためには、グループ内の各主体の良好な協同とシナジーが不可欠」としている^(注20)。なお、グループ一体の経営戦略は、業態内の相互援助制度を利用することにより業態全体の信認を維持することで裏付けされている。

②顧客の金融ニーズの掘り起こしは、顧客との密着度の高い個別協同組織金融機関が行う。例えばRabobankでは、「会員こそが成長と活力の源泉である。会員がサービスの質について意見を述べ、Rabobankの方針に活発に意見を提供してくれる」^(注21)としている。

③貸出・預金・為替といった基本的な金融サービスは、個別協同組織金融機関自らが提供する。一方、資産管理、年金、証券業務など比較的高度なサービスやインターネット・バンキングなど規模の利益が働くサービスについては、系統中央機関やグループ内の専門金融機関が組成し、個別協同組織金融機関を販売経路として顧客に提供する。

④系統中央機関は、個別の協同組織金融機関が抱えるリスクを統合し、グループ全体で

(注19) DZ Bank の2003年版年次報告書。

(注20) Rabobank Group の2003年版年次報告書。

(注21) Rabobank Group の2003年版年次報告書。

のリスクの分散・管理を行う。具体的には、個別の協同組織金融機関の抱えるリスクのプール化、グループ内の取引先に対する信用格付制度の統一などの対応が図られている。

こうしたグループ化戦略は、米国の信用組合、韓国の信用組合などでもみられるところであるが、以下では、グループ化戦略の進んだ事例とみられるドイツ及びオランダの例を紹介する。

なお、このほかに、グループ化戦略の進んだ事例としてフランスのCrédit Agricoleが挙げられる。Crédit Agricoleは、系統中央機関であるCrédit Agricole S.A.、地域の中央機構であるCaisses Régionales（2003年末44先）、及び単位協同組合であるCaisses Locales（同2,629先）の三層構造から構成される。同グループは、グループ内の相互保証制度（クロス・ギャランティー）を採用し、系統中央機関が傘下金融機関に対する検査・監督権限を監督当局に代わって担っているなど、後述するオランダのRabobankと共に通する点が多い。しかし、①系統中央機関が株式会社形態である、②単位協同組合は、一定の融資案件の審査や金融商品の媒介を行うに過ぎず、独立の金融機関としての機能を担っていない、③中長期貸付の原資となる長期固定資金の調達を、系統中央機関による債券発行ではなく、個別協同組織金融機関が獲得する中長期預金により調達しているなど、異なる面も有する。

①ドイツ

ドイツでは、1,300余の信用協同組合と系統中央機関を軸に、信用協同組合グループが組成されており、全体の総資産は約100兆円に達する。個別の信用協同組合だけでなく、州レベルで存在していた上部機関においても中期的に統合が

進んでおり、2001年9月、GZ Bank (Genossenschaftliche Zentralbank)とDG Bank (Deutsche Genossenschaftsbank)が合併してDZ Bank (Deutsche Zentral-Genossenschaftsbank)となつた。これにより、系統中央機関は全国レベルのDZ Bank及び地方レベルのWGZ Bank (Westdeutsche Genossenschafts-Zentralbank)の2行のみとなつた。

DZ Bankは、国内に、保険、リース、資産管理、不動産、ローン・プロダクト組成、証券カストディを扱う子会社・関連会社を保有し、傘下組合に対し多様なサービスを提供する。また、ルクセンブルク、アイルランド、ポーランドに海外銀行子会社を有するほか、オーストリア、スイス、スペイン、トルコなどの銀行に資本参加している。

また、1996年にはグループでインターネット・バンキングを共同開発しており、さらに2000年には証券・投信・保険をインターネット・バンキングの対象商品に追加している。

ドイツの信用協同組合は、地方公共団体の出資する貯蓄銀行・州立銀行グループや商業銀行と激しく競合しており、競争力の維持・強化を目指して2001年6月に「活力の結集：共同戦略」と題するグループ全体の経営方針を策定している。同方針は、①グループ内分業とグループ内の価格の見直しによる積極的かつ効率的な営業推進、②信用協同組合の役員を含む研修の実施、③計画的な合併推進、④IT開発の共同化によるコスト削減、⑤商品開発の統一化などを掲げている。

リスク管理面をみると、個別の信用協同組合の保有する信用リスクをグループ内でプールのうえ資産担保証券を組成して流動化することにより、リスクの削減を図っている。また、リスクをプールする前提としてグループ内の取引先に対する信用格付制度を統一している。このほ

か、BVRは、個別組合に対しリスク管理手法を高度化するためのサポートを実施している。

②オランダ

オランダの Rabobank グループは、1972 年に①南部・カトリック系と②北部・プロテスタン系の二つの協同組織金融機関グループが合流して形成された。同時に系統中央機関も Rabobank Nederland^(注22) に一本化され、グループ全体の総資産は約 50 兆円に達している(2003 年末)。Rabobank グループは、Rabobank Nederland と、各地域の Rabobank を中心に構成されている。経営効率化を企図して、地域 Rabobank 間の業態内合併が進んでおり、その数は、この 5 年間に約 3 割、この 10 年間に約 5 割減少している(1993 年末 665 先→1998 年末 445 先→2003 年末 328 先)。もっとも、預金取扱金融機関の中での総資産シェアは、増加している(1993 年末 18.6% →1998 年末 20.6% →2003 年末 21.1%)。Rabobank Nederland は、現在でも引き続き地域 Rabobank の合併を推奨している。なお、本グループは、系統中央機関と各地域の協同組織金融機関が、「Rabobank」の統一名称を使用しており、あたかも一つの金融機関であるかのようなブランド戦略をとっている。

この間、Rabobank グループは、1990 年代後半に、地域コミュニティの衰退や他業態との競合を背景に会員数の減少に直面したため、1999 年

に会員増強の方針を決定している。具体的には、地域 Rabobank につき、会員資格と出資を分離し、無出資の会員を認める^(注23)一方で、会員にかかる資格制限を撤廃した^(注24)。また、会員には、会員証書(Rabobank Membership Certificate)の購入権^(注25)、地域の講演会への招待、博物館等の入場料の割引など、種々の特典が付与されている。このため、会員数は、その後の 4 年間で 3 倍弱増加し、2003 年末には 136 万人(オランダの人口の 1 割弱)に達している。この間、顧客数も約 900 万人とオランダの人口の半数強にまで増加している。

グループ内では、地域 Rabobank がリテール業務を、Rabobank Nederland がホールセール部門(主に海外部門)を、それぞれ担っている。また、同時に Rabobank Nederland は持株会社として、保険、資産管理・投資信託、リース、不動産などの専門子会社を保有している。こうした専門子会社の商品は、地域 Rabobank を販売経路として顧客に提供されている。

グループ全体の信認維持の観点から、グループ内の主体に損失が生じた場合にはグループ内で補填するスキームが設けられている。さらに経営破綻に至った場合には、支払債務を保証する相互保証制度が整備されているが、本制度が発動された事例はない。また、Rabobank Nederland は、オランダ中央銀行の地域 Rabobank に対する監督権限を代理行使しており、報告徴求や立入

(注22) Rabobank の由来は、1972 年に合併した二つの系統中央機関(南部の Coöperatieve Centrale Raiffeisenbank と北部の Coöperatieve Centrale Boerenleenbank)にちなんだもの。

(注23) 正確には、従来、会員は地域 Rabobank の資本不足における拠出義務を負っていた。すなわち、1999 年以前は、会員は、地域 Rabobank が資本不足に陥った際に、5,000 ダッヂギルダー(2,700 ヨーロ)を限度に拠出する義務を負っていた(1972 年以前は、会員は無限拠出義務を負っていた)が、1999 年に同義務が撤廃された。

(注24) 1999 年以前は、地域 Rabobank からの借入がある法人顧客は、会員となることが義務付けられていたのに対し、個人顧客は地域 Rabobank と「重大な取引関係」がある場合にのみ任意で会員となることが認められていた。

(注25) 会員証書は、顧客に対し会員となるインセンティブを与える観点から、2000 年より導入された劣後債であり、一般に有利な運用対象と受け止められている。

検査のほか、必要に応じ、経営問題を抱える地域 Rabobank に新役員を追加任命することも可能となっている。

以上のように、Rabobank グループは、ドイツの信用協同組合グループと比較しても、より一層グループの一体化が進んだ例といえる。

おわりに

海外の協同組織金融機関を巡る環境変化 —— 例えば、「共通の繋がり」の希薄化、銀行のリテール業務の積極化、協同組織金融機関の経営破綻の多発 —— は、わが国においても同様にみられるものである。海外では、こうした環境

変化に対し、業態内合併の推進、株式会社への転換、グループ化戦略といった広範かつ多様な対応を講じてきている。このほか、ドイツやオランダのように営業基盤を異にし、かつ相当規模を有するグループが合流し、一つの大きな協同組織金融機関グループの形成に至った例もみられる。もとよりわが国においても、これまで様々な対応が講じられてきたところであるが、今後、多様な協同組織金融機関を含むわが国の金融システムのあり方を考える際には、本稿で取り上げた海外事例が参考になることを期待したい。

(図表4) 業務範囲

米国*	貯蓄金融機関	<p>基本的に銀行と同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 但し、貸付対象別、投資証券別に上限額が存在。 — 住宅ローン分野等での銀行との競合激化を背景として、1980年代以降、業務範囲にかかる規制緩和を漸次実施。 — 住宅ローンが総資産の57%を占めるほか、モーゲージ担保証券（14%）、消費者ローン（5%）、商工業向け貸付（4%）などに運用（2003年末）。
	信用組合	<p>銀行より狭く、預金の受入及び貸出業務が中心。**</p> <ul style="list-style-type: none"> — このほか、特定対象資産への投資（国債・政府保証債、貯蓄金融機関への出資、信用組合にサービスを提供する企業への出資等）、他の預金取扱金融機関への預金の預入及び借入（但し、資本の50%が上限）が認められている。デリバティブ取引などは明示的に禁止。 — 自動車担保ローンのウェイトが高い（貸出全体に占める割合：39%<2003年末>）。
英国	住宅金融会社	<p>1997年以降、原則自由化。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 但し、投資目的で保有する証券・商品・為替の売買、デリバティブ関連業務は明示的に禁止。また、資本の15%を超える住宅ローン以外の業務は、会員の承認を要する。 — 1986年以前は、業務範囲は会員からの預金受入及び有担保貸付に限定されていたが、同年、資金調達及び貸付にかかる規制を一部緩和。さらに1997年法改正で、原則禁止から原則自由に業務規制の基本思想を変更。 — 会員からの預金受入及び居住用不動産担保貸付の提供に特化している先が多い。但し、大手先では、クレジット・カード業務、不動産業、保険商品販売なども実施。
	信用組合	<p>銀行より狭く、預金の受入及び貸出業務が中心。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 一会員当たりの預金上限は5,000ポンドまたは総出資額の1.5%のいずれか大きい額。貸付金利の法定上限は月利1%。 — 2001年4月、預金への付利解禁、一会員当たり貸出上限の撤廃、貸出期間の長期化、金融機関以外（地方自治体等）からの借入解禁、付随的な手数料サービスの提供等の規制緩和を実施。 — 免許の種類は第一類型と第二類型の2種類があり、第二類型は、第一類型より健全性規制等が厳しい代わりに、より長期かつ大口の与信や変動金利型預金の提供など、第一類型より広範な業務の取扱いが可能。 — 第二類型の信用組合は665先中の12先（2003年末）。
ドイツ	信用協同組合	<p>銀行と同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> — ユニバーサルバンクとして、預金・貸出業務のほか、証券業務、保険商品販売等が可能。また、預金・貸出に係る員外規制も撤廃。
韓国	信用組合	<p>銀行より狭く、預・積金の受入、貸出、為替が中心。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 単位組合自体は、会員からの預・積金の受入及び会員向け貸出に特化。
	セマウル金庫	銀行より狭く、預・積金の受入、貸出、為替が中心。

* 州免許金融機関には、別途州法の規制も適用されるが、上表では連邦法の規制内容を中心に記載。

** 銀行との業務範囲の比較は、員外規制を除いた評価。以下同じ。

(参考)

日本	信用金庫	<p>基本的に銀行と同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 但し、一部業務（有価証券の貸付、債務の保証・手形の引受など）については、取引の相手方・対象に制限を賦課。 — 預・積金の受入、会員向け貸出、為替取引、代理業務、証券・信託業務等が中心。
	信用組合	<p>基本的に銀行と同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 但し、一部業務（有価証券の貸付、債務の保証・手形の引受など）については、取引の相手方・対象に制限を賦課。 — 会員からの預・積金受入、会員向け貸出、為替取引、代理業務等が中心。

(図表5) 税制面の優遇措置等

米国	貯蓄金融機関	なし。 — 1951年に法人税の免除措置を撤廃。
	信用組合	法人税免除。
英国	住宅金融会社	なし。 — 以前は利子課税における単一税率制度や法人税にかかる軽減税率の適用といった優遇措置が認められていたが、1980年の「ウィルソン委員会報告」を受け、金融機関間の競争条件を均等化する観点から、1984年以降、漸次撤廃。
	信用組合	①預貸利鞘収入にかかる法人所得税の免除（但し、銀行向け貸付にかかる利鞘収入には5%の法人所得税率を適用）。 ②地方税の免除措置を講じている地方政府も存在。 ③このほか、「低所得地域」に指定された地域で活動する組合には、補助金を交付。
ドイツ	信用協同組合	なし。 — 1980年までは、法人税につき44%の軽減税率（民間商業銀行：56%）を適用。
韓国	信用組合	法人税率の軽減措置（信用組合：12%、普通法人：利益が1億ウォン以上の場合27%、同未満の場合15%）。
	セマウル金庫	法人税率の軽減措置はなし。

(参考)

日本	信用金庫	①法人税率の軽減措置（信用金庫、信用組合：22%、普通法人：30%＜但し、期末資本金が1億円以下かつ所得金額が年800万円以下の場合は22%＞）。 ②法人事業税率の軽減措置（信用金庫、信用組合：6.6%＜但し、所得金額が年400万円以下の場合は5%＞、普通法人：9.6%＜但し、所得金額が年800万円以下の場合は7.3%、同400万円以下の場合は5%＞）。 ③法人税にかかる中間申告の免除。 ④預金通帳の印紙税の非課税措置。 — 固定資産税の非課税措置は、1994年度に撤廃。
	信用組合	同上。

(図表6) 会計基準、外部監査等

		会計基準	外部監査等
米国*	貯蓄金融機関	<p>銀行と同じ G A A P (一般に公正妥当と認められる会計原則)。但し、資産残高 1,000 万ドル未満の場合、O T S のルールを適用。</p> <ul style="list-style-type: none"> — S & L については、以前は、G A A P に比べ、貸倒損失の繰延や合併に伴う営業権の償却が長期間認められる R A P (監督会計原則) が適用されていたが、これが 1980 年代の S & L 危機の一因とされ、G A A P に統一。 <p>ディスクロージャーについては、監督当局への四半期毎の報告と年次総会における会員向けの一般的な報告以外に特別な規制なし。但し、監督当局に提出した情報は、一部を除き F D I C (連邦預金保険公社) のホームページで閲覧可能。</p>	資産 5 億ドル以上の先に外部監査を義務付け。
	信用組合	<p>銀行と同じ G A A P。但し、資産残高 1,000 万ドル未満の場合、N C U A (全国信用組合保険庁) のルールを適用 (1998 年より)。</p> <p>ディスクロージャーについては、監督当局への四半期毎の報告と年次総会における会員向けの一般的な報告以外に特別な規制なし。但し、監督当局に提出した情報は、一部を除き N C U A のホームページで閲覧可能。</p>	資産 5 億ドル以上の先に外部監査を義務付け (1998 年より)。資産 5 億ドル未満の先は、監査委員会の内部監査を受けねば足りる。
英国	住宅金融会社	銀行と同じ英國 G A A P 及び F S A (金融庁) 規則。	全ての先に外部監査を義務付け。
	信用組合	銀行と同じ英國 G A A P 及び F S A 規則。	極めて小規模の先を除き、外部監査を義務付け。
ドイツ	信用協同組合	<p>銀行と同じ。信用機関 (信用協同組合を含む概念) には、組織形態に拘らず、原則として大資本会社に適用されるルールに基づき年次決算の作成を義務付け。</p> <p>ディスクロージャーについては、資産残高 2 億ユーロ超の信用協同組合の場合、民間商業銀行と同様に、年度決算書・状況報告書・コンツエルン決算書・コンツエルン状況報告書の連邦公報への公告を義務付け。資産残高 2 億ユーロ以下の信用協同組合の場合には、年度決算書等を登記所に提出した上で、当該登記所の場所及び登録番号の連邦公報への公告で足りる。</p>	<p>資産 200 万ユーロ以上の先は毎年、それ以外の先は隔年、業界団体である地区監査連合会による監査を受ける必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 監査連合会の役員会は、一人以上の公認会計士で構成。 <p>信用機関 (信用協同組合を含む概念) は、監査報告付きの財務諸表を毎年、連邦金融監督庁 (BaFin) に提出する必要。但し、監査連合会の監査を受ける信用協同組合は、BaFin が求めた場合に限り監査報告を提出すれば足りる。</p>
韓国	信用組合	金融監督委員会の定めるルール。	資産 300 億ウォン以上の先に外部監査を義務付け。
	セマウル金庫	セマウル金庫連合会の定めるルール。	資産 500 億ウォン以上の先に外部監査を義務付け。

* 連邦法の定めを中心に記載。

(参考)

		会計基準	外部監査等
日本	信用金庫	<p>銀行と同じ。</p> <p>ディスクロージャーについては、銀行と異なり、貸借対照表及び損益計算書の公告は不要。</p>	<p>預金等総額 50 億円以上の場合は員外監事の設置を、同 200 億円以上の場合は外部監査・常勤監事の設置を、それぞれ義務付け。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 1997 年度より、一定規模以上 (預金等総額 500 億円以上) の金庫に、外部監査を義務付け。また、2001 年度より、預金等総額 500 億円以上の組合に常勤監事の設置を、同 50 億円以上の組合に員外監事の設置を、それぞれ義務付け。さらに、2004 年度より、外部監査・常勤監事の設置を義務付ける基準を引下げ。
	信用組合	<p>銀行と同じ。</p> <p>ディスクロージャーについては、銀行と異なり、貸借対照表及び損益計算書の公告は不要。</p>	<p>預金等総額 50 億円以上かつ員外預金比率が 10% 以上の場合は員外監事の設置を、同 500 億円以上かつ同 10% 以上 (但し、員外預金比率 10% 以上の場合は預金等総額 200 億円以上) の場合は外部監査・常勤監事の設置を、それぞれ義務付け。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 1997 年度より、一定規模以上 (預金等総額 500 億円以上かつ員外預金比率 15% 以上) の組合に、外部監査を義務付け。また、2001 年度より、預金等総額 500 億円以上かつ員外預金比率 15% 以上の組合に常勤監事の設置を、同 50 億円以上かつ同 15% 以上の組合に員外監事の設置を、それぞれ義務付け。さらに、2004 年度より、外部監査・常勤監事の設置を義務付ける基準を引下げ。

(図表7) 監督機関

米国	貯蓄金融機関	銀行と異なる（OTS <貯蓄金融機関監督局>、FDIC <連邦預金保険公社>、州当局）。 <ul style="list-style-type: none"> — 連邦免許のS&L及びsavings bankはOTSが監督。州免許のS&L及びsavings bankは、第一義的には州当局が監督。但し、州免許S&LについてはOTS、州免許savings bankについてはFDICもそれぞれ監督権限あり。
	信用組合	銀行と異なる（NCUA <全国信用組合保険庁>、州当局）。
英国	住宅金融会社	銀行と同じ（FSA <金融庁>）。 <ul style="list-style-type: none"> — 2001年、住宅金融組合委員会から移管。
	信用組合	銀行と同じ（FSA）。 <ul style="list-style-type: none"> — 2001年、友愛組合登録所から移管。
ドイツ	信用協同組合	銀行と同じ（BaFin <連邦金融監督庁>）。
韓国	信用組合	銀行と同じ（金融監督委員会）。 <ul style="list-style-type: none"> — 1990年代後半の金融危機を契機に監督当局が一本化。
	セマウル金庫	銀行と異なる（行政自治部長官が財政経済部長官と協議して監督）。 必要な場合は金融監督委員会に検査を要請。

(参考)

日本	信用金庫	銀行と同じ（金融庁）。 <ul style="list-style-type: none"> — 1951年の信用金庫法制定時より、大蔵省が監督（2000年から金融庁）。
	信用組合	銀行と同じ（金融庁）。 <ul style="list-style-type: none"> — 2000年、監督権限を都道府県から国（金融庁）に全面移管。 — 1951年以前は、大蔵省が全ての組合を監督。1951年の信用金庫法制定時に、都道府県の区域を越える区域を地区とする信用組合のみ引き続き大蔵省が監督する一方、その他の組合に対する監督権限は都道府県に移管。

(図表8) 自己資本比率規制

	貯蓄金融機関	銀行とほぼ同じ。 — 子会社株式の取扱い、適用するリスク・ウェイト等が一部相違。 — このほか、資産の1.5%のtangible capital（資本金+剰余金）を維持する必要。
米国*	信用組合	銀行と異なる。 — 純資産比率（リスク・ウェイトを勘案せず）。 — 2000年、純資産比率を基準とした早期是正措置を導入（7%以上が優良先<well capitalized>）。 — 2001年、複雑な業務を営む組合（complex credit unions）に対し、純資産比率を計算する際に、リスク・ウェイトを勘案することを義務付け。
	住宅金融会社	銀行に類似。 — 但し、①永久劣後債のTier I 算入が認められる、②経営状況等に応じ個別組合に課される最低比率が異なる点等（Threshold Ratio）で銀行と相違。 — このほか、自己資本（Tier I + Tier II）から他の金融機関の保有株式等を控除した額（自己資金<own funds>）を100万ポンド以上に維持する必要。 — 2006年末、新しいバーゼル合意を反映するかたちで銀行と完全に統一予定。
英国	第一類型	銀行と異なる。 — 自己資本の定義が異なるほか、資産のリスク・ウェイトを勘案せず。 — EC自己資本比率指令及びバーゼル規制の対象外。 — 組合の規模に応じ、最低自己資本比率規制の水準が相違。 • 会員5,000人未満かつ資産残高500万ポンド未満：規制なし • 会員5,000～10,000人、資産残高500万～1,000万ポンド：5% • それ以外：8%
	第二類型	銀行と異なる。 — 自己資本の定義が異なるほか、資産のリスク・ウェイトの勘案方法も相違。 — EC自己資本比率指令及びバーゼル規制の対象外。 — 最低自己資本比率は8%。但し、新規業務に参入する場合やガバナンスが脆弱な組合には、個別に8%より高い比率を賦課。
ドイツ	信用協同組合	銀行とほぼ同じ。 — 但し、一定限度までTier IIへの算入が認められる信用協同組合特有の勘定が存在。
韓国	信用組合	銀行と異なる。 — 純資本比率（最低純資本比率は2%）。
	セマウル金庫	—

* 連邦法の定めを中心に記載。

(参考)

日本	信用金庫	銀行と同じ。
	信用組合	銀行と同じ。

(図表9)会員資格、員外取引規制(1/2)

		会員資格	員外取引規則
米国*	貯蓄金融機関 (相互会社形態)	会員:預金者(all holders of savings, demand or other authorized accounts)。 預金者になれる者の範囲に制限はなし。	預金:会員。 貸出:員外規制は設けられていないが、商工業向け貸出は総資産の20%まで可(但し、10%超は中小企業向けである必要)など、資金使途による規制を賦課。 さらに、適格貯蓄金融機関(qualified thrift)と認められるには、運用資産の65%が住宅関連貸出や消費者関連資産などである必要。
	信用組合	会員:預金者(シェア<share>の購入者)。最低預金額は、組合毎に相違。 職域、地域、協会、低所得者層等の共通の繋がりを有する個人、団体。	預金:会員、他の信用組合、政府職員からの受入のみ可。 但し、低所得者向けに設立された場合は、員外からの受入も可。預金の員外受入は総預金の20%または50万ドルのいずれか低い金額まで可。 貸出:会員、他の信用組合向けのみ可。 member business loan(貸出額が5万ドル以上で居住用不動産等で担保されない会員向け事業資金貸付。以下、MBL)は、純資産の1.75倍又は総資産の12.25%が上限。また、MBLについては、貸付期間、利息などにかかる規制を賦課。
英国	住宅金融会社	会員:貯蓄口座(savings account)開設者。 不動産担保貸付の借入者も、当該住宅金融会社が認める場合には会員となることが可能。 貯蓄口座開設の資格は、1997年以降、個人のみに限定。 なお、預金口座(deposit account)開設者には会員資格なし。	預金:会員の貯蓄口座残高が総負債の50%以上である必要。 預金口座(deposit account)の開設は、法人も可能。 貸出:運用資産の75%が居住用不動産担保貸付である必要。 — 財務省は上記率を最大60%まで引き下げることが可能。
	信用組合	— 預金口座を設ける組合は、年々減少(預金者数、1993年末:549万人→2002年末:51万人)。	— 資金調達の80%は個人からの預金受入、残り20%はインター銀行及び法人からの預金受入(2002年末)。 — 貸出全体に占める住宅ローンの比率は92%(2002年末)。
ドイツ	信用協同組合	会員:預金者(シェア<share>の購入者)。但し、シェアの購入に加え、入会金の支払が必要。 職域、地域、諸協会等の共通の繋がりを有する個人。共通の繋がりを有さなくなつた会員は、会員全体の10%まで可。	預金:会員(個人)。 貸出:会員(個人)、信用組合その他の金融機関向けのみ可。
	セマウル金庫	— 組合数が最も多いのは居住地域に基づくもの(全体の52%<2001年末>)、資産ベースで最も多いのは職域に基づくもの(全体の61%<同>)。	— 現状では、会員向け預金が総負債の98%、会員向け貸出が総資産の77%(2002年末)。
韓国	信用組合	会員:出資者。 職場、地域等での共通の繋がりを有する個人。	預金:会員の利用に支障がない限り、利用可能。 貸出:員外貸出は新規貸出の1/3以内。
	セマウル金庫	会員:出資者。 同じ村・里の住民。	預金:会員の利用に支障がない限り、利用可能。 貸出:会員の利用に支障がない限り、利用可能。

* 連邦法の定めを中心に記載。

(図表9) 会員資格、員外取引規制 (2/2)

(参考)

		会員資格	員外取引規則
日本	信用金庫	<p>会員：出資一口以上（最低出資額 5,000 円以上。但し、東京都特別区及び政令指定都市を営業地区とする場合は 1 万円）を有し、かつ、下記①～④のいずれかに該当する者。</p> <p>地区内に、①住所又は居所を有する者、 ②事業所を有する者、 ③勤労に従事する者、 — 但し、事業者の場合は、従業員が 300 人以下又は資本金（出資金）が 9 億円以下であること。 ④地区内に事業所を有する者の役員及びその信用金庫の役員。</p> <p>なお、一会员の出資口数の最高限度は、出資総口数の 100 分の 10。</p>	<p>預積金：自由。</p> <p>貸出：会員、金融機関向け貸出、地方公共団体貸付、雇用・能力開発機構等向け貸出。 上記のほか、預積金担保貸付、卒業生金融、小口員外貸出、地方住宅供給公社等貸出（但し、金融機関向け貸出を除く総貸出の 20% まで）。</p>
		— 法人の出資比率は、出資額全体の 30%、出資者全体の 15%（2002 年度）。	— 員外預金比率は、口数全体の 80%、預金合計額の 68%。員外貸出比率は、先数全体の 52%、貸出金合計額の 7%（2002 年度）。
	信用組合	<p>会員：出資一口以上（一口の金額は定款で定める）を有する者、かつ、下記①～④のいずれかに該当する者。</p> <p>地区内に、①住所・居所を有する者、 ②事業を行う小規模事業者、 ③勤労に従事する者、 — 但し、事業者の場合は、従業員が 300 人以下又は資本金（出資金）が 3 億円以下（卸小売、サービス業の場合はさらに小規模）。 ④地区内に事業所を有する者の役員及びその信用組合の役員。</p> <p>なお、一会员の出資口数の最高限度は、出資総口数の 100 分の 10。</p>	<p>預積金：会員、会員と生計を一にする親族、国・地方公共団体・非営利法人。 上記以外からの受入は、総預積金総額の 20% まで。</p> <p>貸出：会員、金融機関向け貸出、雇用・能力開発機構等向け貸出。 上記のほか、預積金担保貸付、小口員外貸出、地方公共団体貸付、地方住宅供給公社等貸出（但し、金融機関向け貸出を除く総貸出の 20% まで）。</p>
		<p>— 法人の出資比率は、出資額全体の 38%、出資者全体の 8%（2002 年度末）。</p> <p>— 組合のうち、地域は 72%、業域は 15%、職域は 13%（2002 年度末）。</p>	— 員外貸出比率は先数全体の 33%、貸出金合計額の 5%（2002 年度末）。

(図表 10) セーフティネット

		公的預金保険制度	相互援助制度
米国	貯蓄金融機関	<p>F D I C (連邦預金保険公社) 内の S A I F (貯蓄金融機関保険基金) ないし B I F (銀行保険基金)。B I F の場合は、銀行と同一ファンド。</p> <p>連邦免許の場合は強制加入、州免許の場合は任意（但し、州法で別途、F D I C 加入を義務付け）。</p> <p>保護上限は 10 万ドル。</p>	<p>なし。</p> <p>— 但し、マサチューセッツ州には、F D I C に加入する州免許の金融機関に対し預金の上乗せ保護機能を提供する民間預金保険制度 D I F (預金保険基金) が存在。</p>
	信用組合	<p>N C U A (全国信用組合保険庁) 内の N C U S I F (全国信用組合預金保険基金)。</p> <p>連邦免許の場合は強制加入、州免許の場合は任意加入。</p> <p>保護上限は 10 万ドル。</p>	<p>N C U S I F 非加入組合に対する代替的な預金保険機能や、N C U S I F 加入組合に対する預金の上乗せ保護機能を提供する民間預金保険制度が存在 (American Share Insurance Corporation <アメリカ預金保険会社>、Maryland Credit Union Insurance Corporation <メリーランド州信用組合保険会社>、Washington Credit Union Share Guaranty Association <ワシントン州信用組合預金保証協会>)。</p>
英国	住宅金融会社	<p>F S C S (金融サービス補償スキーム<2001年12月創設>)。</p> <p>銀行と同一ファンド。</p> <p>2,000 ポンドまで全額保護、次の 33,000 ポンドは 90% 補償。</p> <p>但し、少額預金者のみを保護。</p> <p>— 以前は、B S I P S (住宅金融組合投資者保護スキーム) が所管。</p>	<p>なし。</p>
	信用組合	<p>F S C S (2002年7月より保護対象)。</p> <p>銀行と同一ファンド。</p> <p>2,000 ポンドまで全額保護、次の 33,000 ポンドは 90% 補償。</p> <p>但し、少額預金者のみを保護。</p> <p>— 以前は、出資者保護のための公的制度が存在せず。</p>	<p>なし。</p>
ドイツ	信用協同組合	<p>預金保護・投資者補償機構。銀行と同一ファンド。</p> <p>保護上限は 2 万ユーロまたは預金・証券商品の 90% のいずれか低い額。</p> <p>但し、信用協同組合向けの相互援助制度に加入する組合には、同機構への加入義務を免除。</p> <p>— 実際には、全ての信用協同組合が右記の相互援助制度（金融機関保護基金）に加入しているため、預金保護・投資者補償機構には加入せず。</p>	<p>金融機関保護基金</p> <p>— B V R (ドイツ連邦信用協同組合協会) が運営。B V R 会員組合は強制加入。</p> <p>— 合併等による再建・存続を前提とする（全負債保護）。</p> <p>ペイオフ処理は想定せず。</p> <p>— 格付けに応じた可変保険料率を導入済み。</p>
韓国	信用組合	<p>なし。</p> <p>— 2004 年以前は韓国預金保険公社に加入（同年より保護対象外）。</p>	<p>信用組合預金者保護基金。</p> <p>保護上限は 5,000 万ウォン。</p>
	セマウル金庫	なし。	<p>安全基金。</p> <p>保護上限は 5,000 万ウォン。</p>

(参考)

		公的預金保険制度	相互援助制度
日本	信用金庫	<p>預金保険機構。銀行と同一ファンド。</p> <p>1,000 万円まで保護。但し、決済用預金は全額保護。</p>	<p>信用金庫経営力強化制度 (2001 年 4 月創設)。</p> <p>— 信用金庫、全国信用金庫協会及び信金中央金庫の三者間契約に基づく制度で、信金中央金庫が、①経営分析制度、②経営相談制度、③資本増強制度を運営。</p> <p>— 経営破綻時の上乗せ保護機能はなし。</p>
	信用組合	同上。	<p>信用組合経営安定支援制度 (2002 年 4 月創設)。</p> <p>— 信用組合、全国信用組合中央協会及び全国信用協同組合連合会の三者間契約に基づく制度で、全国信用協同組合連合会が、①モニタリング制度、②監査・指導制度、③資本増強支援制度を運営。</p> <p>— 経営破綻時の上乗せ保護機能はなし。</p>

(図表 11) 系統上部機関の機能 (1/2)

		傘下金融機関の営業支援機能	傘下金融機関の信用確保機能 (流動性供給機能を含む)	業界団体
米国*	貯蓄金融機関	<p>貯蓄金融機関固有の組織はなし。 但し、FHLB（連邦住宅貸付銀行）*が、商業銀行向けとともに貯蓄金融機関向けにも、資金決済やキャッシュマネジメント等の機能を提供。</p> <p>* FHLB会員は、商業銀行：5,946先、貯蓄金融機関：1,344先、信用組合：729先、保険会社：82先（2003年末）。</p>	<p>貯蓄金融機関固有の組織はなし。 但し、適格貯蓄金融機関であれば、商業銀行と同様に、FHLBからの流動性供給を受けることが可能。</p>	<p>貯蓄金融機関固有の業界団体はなし。 商業銀行や銀行持株会社とともに、ABA(アメリカ銀行協会)、ICBA(米国独立コミュニティ銀行協会)、ACB(アメリカコミュニティ銀行協会)に加入。</p> <p>— ICBA及びACBは、もともとは貯蓄金融機関を対象とした業界団体だが、現在は商業銀行も加盟することが可能。</p>
	信用組合	<p>USCCU(USセントラル・クレジット・ユニオン)及びCCU(コーポレート・クレジット・ユニオン)*</p> <p>— FedWire(FRB<連邦準備制度理事会>が運営する決済ネットワーク)に加盟し、組合間の資金過不足を調整。</p> <p>* CCUは、信用組合出資の信用組合で、信用組合向けサービスを提供。</p> <p>CUNA(全国信用組合協会) ミューチュアル・グループ</p> <p>— 会員に対する生命保険商品の提供、信用組合の貸出に対する信用保証。</p> <p>NACUSO(全国信用組合サービス機構協会)及び各州のCUSO(信用組合サービス機構)</p> <p>— 組合出資で設立された社団法人。組合が単体で取組みにくい業務(クレジット・カード業務、ATMサービス、貸出金回収等)を提供。</p>	<p>なし。 但し、個別組合の任意出資で運営されるNCUA(全国信用組合保険庁)内のCLF(セントラル・リクリディティ・ファシリティ)が流動性供給機能を提供。</p>	<p>CUNA及び各州のCUL(クレジット・ユニオン・リーグ)</p> <p>— 当局との調整、広報活動、会員向け研修等を実施。</p>
英国	住宅金融会社	なし。	なし。	<p>BSA(住宅金融会社協会)</p> <p>— 当局との調整、広報活動等を実施。</p>
	信用組合	なし。	なし。	<p>ABCUL(英國信用組合協会)</p> <p>— 当局との調整、広報活動等を実施。</p>

(図表 11) 系統上部機関の機能 (2/2)

		傘下金融機関の営業支援機能	傘下金融機関の信用確保機能 (流動性供給機能を含む)	業界団体
ドイツ	信用協同組合	<p>DZ BANK (Deutsche Zentral-Genossenschaftsbank)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 個別組合が出資し設立。 — 組合間の資金過不足の調整、決済業務支援（銀行間決済ネットワーク<giro network>、国際決済システム<SWIFT>への参加）、法人顧客への協調融資、有価証券取引支援、金融商品の提供・販売支援等を実施。 — グループ内に投資信託、保険、ファクタリング、リース等の専門子会社が存在。 	<p>11 の地区監査連合会</p> <ul style="list-style-type: none"> — 信用協同組合その他の組合組織が会員の社団法人。信用協同組合に対する監査、経営指導、金融機関保護基金の管理等を実施。 <p>BVR (ドイツ連邦信用協同組合協会)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 信用協同組合、協同組合中央銀行、DZ BANK、グループ企業、監査連合会などが会員の社団法人。 — 金融機関保護基金の運営、信用協同組合に対する経営に関する助言、役員研修等を実施。 — 2001 年、BVR は信用協同組合グループの今後の経営戦略（「活力の結集：共同戦略」）を決定（計画的合併、金融商品・システム等の統一によるコスト構造の改善）。 	<p>BVR</p> <ul style="list-style-type: none"> — 信用事業の統括機関として、グループの利益を代表し戦略を構築。
韓国	信用組合	NACUFOK (韓国全国信用組合連合)	NACUFOK	NACUFOK
	セマウル金庫	セマウル金庫連合会	セマウル金庫連合会	セマウル金庫連合会

(参考)

		傘下金融機関の営業支援機能	傘下金融機関の信用確保機能 (流動性供給機能を含む)	業界団体
日本	信用金庫	<p>信金中央金庫</p> <ul style="list-style-type: none"> — 金庫間の資金過不足の調整、資金・為替の集中決済、業務機能の補完等を実施。 — 信金中央金庫は、しんきん信託銀行、しんきん証券、信金キャピタル、しんきん情報システムセンター、信金中ビジネス等の子会社を保有。 	<p>信金中央金庫</p> <ul style="list-style-type: none"> — 信用金庫業界の信用力の維持・向上のため、経営指導やモニタリングを実施しているほか、信用金庫経営力強化制度を通じ、経営悪化先に対する資本増強を実施。 	<p>全国信用金庫協会</p> <ul style="list-style-type: none"> — 当局との調整、広報活動、会員向け研修等を実施。
	信用組合	<p>全国信用協同組合連合会</p> <ul style="list-style-type: none"> — 信用組合の資金需給の調整、資金・為替の集中決済、信用組合の取引先である中小企業者ならびに勤労者への資金の貸付。 — 全信組連は、信組情報サービス、全国しんくみ保証、しんくみ総合サービスの子会社を保有。 	<p>全国信用協同組合連合会</p> <ul style="list-style-type: none"> — 信用組合業界の信用力の維持・向上のため、経営指導やモニタリングを実施しているほか、信用組合経営安定支援制度を通じ、経営悪化先に対する資本増強を実施。 	<p>全国信用組合中央協会</p> <ul style="list-style-type: none"> — 当局との調整、広報活動、会員向け研修等を実施。

[参考文献]

- 青木武、「米国金融機関におけるコーポレート・ガバナンス」、『信金中金月報』第2巻第11号通巻365号（2003年9月号）、信金中央金庫総合研究所
- 、「米国における金融危機と地域金融機関のサバイバル」、『信金中金月報』第3巻第4号通巻372号（2004年3月増刊号）、信金中央金庫総合研究所
- 小林伸、「地域の活力を発掘・育成する試み——英国の『金融サービスからの疎外』（Financial Exclusion）対策を題材に」、日本銀行海外事務所ワーキングペーパーシリーズ 2002-03、2002年12月
- 斎藤由理子、「ドイツ協同組合銀行グループの組織と事業——環境変化への新たな戦略——」、『農林金融』2001年11月号、農林中金総合研究所
- 重頭ユカリ、「イギリスのクレジット・ユニオン——大きな転換期を迎えて——」、『農林金融』2003年3月号、農林中金総合研究所
- 永井敏彦、「米国クレジット・ユニオンの経営戦略——1～7」、『金融市場』2004年1月号・2月号・4月号、農林中金総合研究所
- 廣住亮、「協同組織金融機関のコーポレート・ガバナンスに関する一考察」、『信金中金月報』第3巻第4号通巻372号（2004年3月増刊号）、信金中央金庫総合研究所
- 松本勉・岩下直行、「金融業務と認証技術：インターネット金融取引の安全性に関する一考察」、『金融研究』第19巻別冊第1号、日本銀行金融研究所、2000年4月
- 室屋有宏、「韓国における個人マネーの動き——日本に先行したペイオフ実施の影響——」、『金融市場』2001年3月号、農林中金総合研究所
- 山村延郎、「ドイツにおける預金保護・危機対応の制度——市場経済に立脚した金融システムの維持——」、金融研究研修センター、2003年5月
- 、「フランス・オランダの地域金融システム——欧洲における『リレーションシップ・バンキング』の実態と日本への示唆——」、金融研究研修センター、2003年12月
- Byrd, John W., Donald R. Fraser, D. Scott Lee, Thomas G.E. Williams, "Financial Crises, Natural Selection and Governance Structure: Evidence from the Thrift Crisis," *EFA 2001 Barcelona Meetings*, Undated.
- DeGennaro, Ramon P., Larry H.P. Lang, James B. Thomson, "Troubled Savings and Loan Institutions: Turnaround Strategies Under Insolvency," *Financial Management*, Vol.22, No.3, Autumn 1993.
- Heffernan, Shelagh, "The Effect of UK Building Society Conversion on Pricing Behavior," *Cass Business School of City University, Faculty of Finance Working Paper*, March 2003.
- Smith, Dwight C., James H. Underwood, "Business Transactions Division Memorandum: Mutual Savings Associations and Conversion to Stock Form," *Office of Thrift Supervision*, May 1997.
- DZ Bank Group Annual Report 2003.
- Rabobank Group Annual Report 2003.